

◆死亡保障・高度障がい保障

ドクターグループ生命共済制度

団体定期保険

<効力発生日と申込締切日>

効力発生日：令和7年5月1日
 申込締切日：令和7年4月1日(火)

- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(*1)可能です。
- 毎月募集時に加入(*1)される場合は、毎月1日までに当パンフレットに記載の<団体お問合せ先>へ「申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社(*2)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。
 (*1)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
 (*2)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

東京都医師協同組合連合会

- 大森・田園調布・日本橋医師協同組合
- 西東京医師協同組合 ● 東京中央医師協同組合

ドクターグループ生命共済制度のメリット

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金で万一の場合の保障を準備できます。
- 2 保険期間は1年で、毎年保障額の見直しができます。ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 3 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申し込み手続きです。
 ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

専用webサイトからお手続きができます。

- ※専用webサイトをご利用できない方は「申込書兼告知書」でお手続きください。
- ※掛金の負担者が事業主の場合、または死亡保険金受取人を事業主とする場合は「申込書兼告知書」でのお手続きが必要です。
- ※「減額・脱退の申込み」は専用webサイトではできません。「申込書兼告知書」でお手続きください。



スマートフォンでもOK！
 ログイン方法はP9～10へ

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
 ・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致している。
 - ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致している。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。



あなたの必要保障額を考えてみましょう。

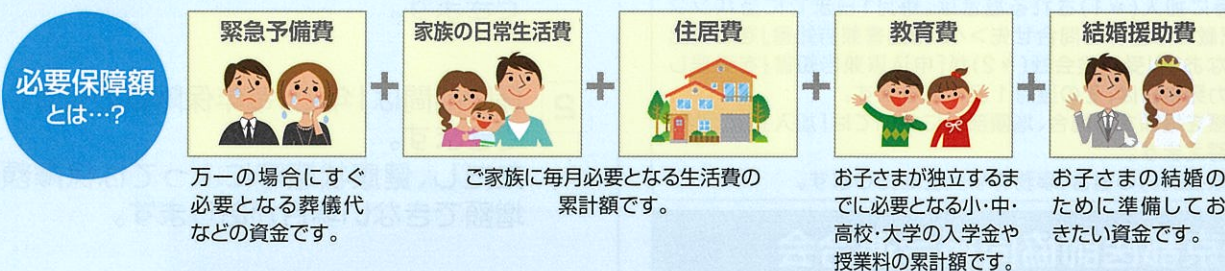
世帯主に万一のことがあった場合の備え

「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

■ 万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)〈アンケートによる希望値〉



(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」



ご家族のために必要なお金(例)

残された家族のこれからの必要な資金はどのくらい?

■ こどもの教育費

	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)	大学*
私立医歯系コース	約974万円 私立	約429万円 私立	約317万円 私立	約1,819万円 私立
私立理科系コース	約974万円 私立	約429万円 私立	約317万円 私立	約771万円 私立
国公立文系コース	約189万円 国公立	約151万円 国公立	約154万円 国公立	約282万円 国公立

こどもの教育費は1人当たり
約3,539万円
(私立医歯系コースを選択の場合)

*私立医歯系コース・私立理科系コースは6年間、国公立文系コースは4年間自宅から通うものとして計算。
 ※大学に進学した場合の教育費を記載しております。
 ※小学校～高校は年間費用(学校教育費+学校外活動費)です。
 ※大学は「受験諸費用+入学金等+年間授業料」です。私立医歯系コースの受験諸費用、入学金等は私立理科系コースと同額として計算。
 ※3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定子ども園等の利用料が無償化されました。ただし、通園送迎費・食材料費・行事費等は自己負担となります。詳細は、子ども家庭庁ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」をご確認ください。
 文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」「国公立大学の授業料等の推移」「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」
 (株)日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(旧子ども手当)は考慮しないものとする)

■ 葬儀費用

葬儀一式費用	平均 131万円
寺院への費用	平均 35万円
通夜からの飲食接待費	平均 25万円

葬儀費用の合計
平均 **191万円**

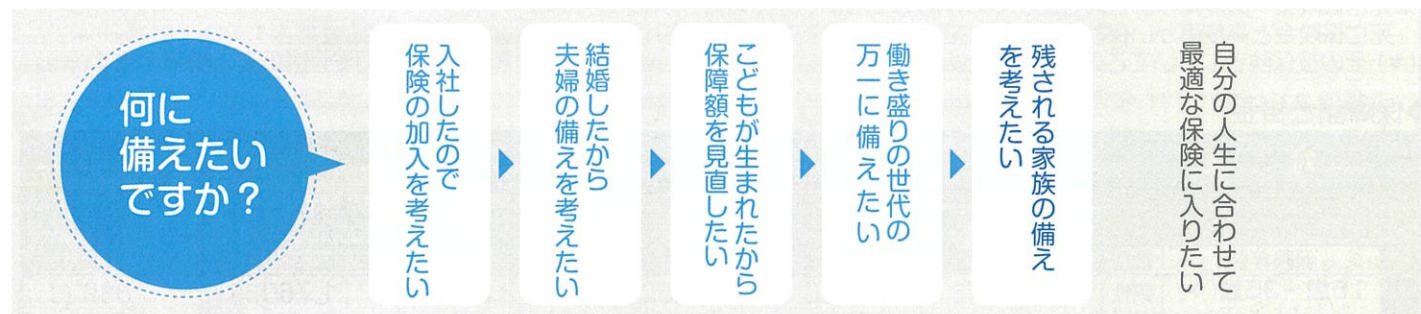
(株)ユニクエスト 調べ

■ 子どもへの結婚援助資金

子どもへの結婚援助資金は 約 163.7万円
*学式、披露宴・ウエディングパーティーの費用としての親・親族からの援助総額
参考 学式、披露宴・ウエディングパーティー総額 全国平均 327.1万円
ゼクシィ結婚トレンド調査2023 調べ

おすすめプランのご紹介

おすすめプラン



※以下のおすすめプランは一例です。

	20代	30代	40代	50代
	入社	結婚	子ども誕生	住宅購入
	本人24歳の場合	本人30歳、配偶者30歳の場合	本人36歳、配偶者36歳、子ども3歳の場合	本人41歳、配偶者41歳、子ども8歳の場合
本人	死亡保険金額(高度障がい保険金額) (4,000万円) 月払掛金(概算) 男性 3,520円 女性 2,160円	死亡保険金額(高度障がい保険金額) (6,000万円) 月払掛金(概算) 男性 5,280円 女性 3,240円	死亡保険金額(高度障がい保険金額) (6,000万円) 月払掛金(概算) 男性 6,840円 女性 5,700円	死亡保険金額(高度障がい保険金額) (6,000万円) 月払掛金(概算) 男性 9,420円 女性 7,080円
配偶者		死亡保険金額(高度障がい保険金額) (1,000万円) 月払掛金(概算) 男性 880円 女性 540円	死亡保険金額(高度障がい保険金額) (2,000万円) 月払掛金(概算) 男性 2,280円 女性 1,900円	死亡保険金額(高度障がい保険金額) (2,000万円) 月払掛金(概算) 男性 3,140円 女性 2,360円
子ども			死亡保険金額(高度障がい保険金額) (300万円) 月払掛金(確定) 1人あたり 210円	死亡保険金額(高度障がい保険金額) (300万円) 月払掛金(確定) 1人あたり 210円
保険選びのポイント	保険加入は社会人としての責任	大切な家族を守るために	家族が増えたら保障額も増やそう	責任が重い世代に十分な保障を
				相続等の準備のため、引続き十分な保障を

●上記年齢は保険年齢です。「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
 ●年齢・性別により掛金は異なります。
 ●保険期間は1年です。
 ※子どもについては確定掛金です。

掛金の詳細は3ページをご確認ください。

主な保障内容

●以下の場合に、保険金をお支払いします。

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

◆保障額と掛金

対 象	本 人					
	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)						
保険年齢						
15歳～35歳(*) H1.11.2生～ H22.11.1生	5,280円	4,400円	3,520円	2,640円	1,760円	880円
36歳～40歳 S59.11.2生～ H1.11.1生	6,840円	5,700円	4,560円	3,420円	2,280円	1,140円
41歳～45歳 S54.11.2生～ S59.11.1生	9,420円	7,850円	6,280円	4,710円	3,140円	1,570円
46歳～50歳 S49.11.2生～ S54.11.1生	13,680円	11,400円	9,120円	6,840円	4,560円	2,280円
51歳～55歳 S44.11.2生～ S49.11.1生	20,100円	16,750円	13,400円	10,050円	6,700円	3,350円
56歳～60歳 S39.11.2生～ S44.11.1生	29,220円	24,350円	19,480円	14,610円	9,740円	4,870円
61歳～65歳 S34.11.2生～ S39.11.1生	44,940円	37,450円	29,960円	22,470円	14,980円	7,490円
66歳～70歳 S29.11.2生～ S34.11.1生	66,840円	55,700円	44,560円	33,420円	22,280円	11,140円
71歳 S28.11.2生～ S29.11.1生				43,800円	29,200円	14,600円
72歳 S27.11.2生～ S28.11.1生				21,360円	14,240円	7,120円
73歳 S26.11.2生～ S27.11.1生				48,480円	32,320円	16,160円
74歳 S25.11.2生～ S26.11.1生				23,820円	15,880円	7,940円
75歳 S24.11.2生～ S25.11.1生				53,910円	35,940円	17,970円
76歳 S23.11.2生～ S24.11.1生				26,700円	17,800円	8,900円
77歳 S22.11.2生～ S23.11.1生				60,210円	40,140円	20,070円
78歳 S21.11.2生～ S22.11.1生				29,880円	19,920円	9,960円
79歳 S20.11.2生～ S21.11.1生				67,650円	45,100円	22,550円
80歳 S19.11.2生～ S20.11.1生				33,330円	22,220円	11,110円
継続のみ						25,470円
						12,410円
						28,920円
						13,930円
						32,990円
						15,770円
						37,690円
						17,990円
						43,000円
						20,650円

〈制度のポイント〉

●本人は6,000万円、
配偶者は2,000万円まで
お申込みが可能です。

●継続加入される場合で、以下の年齢に該当される方は、
保険金額がそれぞれ自動的に減額されます。
71歳以上の本人 : 3,000万円
76歳以上の本人・配偶者 : 1,000万円

(*) 配偶者の場合は満18歳～35歳(H1.11.2生～H19.5.1生)です。

対 象	こども
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300万円
保険年齢	
月払掛金(確定)	210円
	3歳～22歳 H14.11.2生～ R4.11.1生

※年齢制限により本人の保険金額が自動的に減額された場合は、
配偶者も本人の保険金額以下に自動的に減額されます。

◇上記以外の掛金につきましては、当パンフレットに記載の〈団体お問合せ先〉へご照会ください。

●左記の《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年5月1日)から適用します。毎月募集の際に加入(*)される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は当パンフレットに記載の〈団体お問合せ先〉までご照会ください。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

●左記の《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。

●左記の掛金は、確定掛金を含め、令和6年11月5日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

●掛金は、各位の銀行口座から自動振替のうえ、厚生会口座に払込みます。振替日については当パンフレットに記載の〈団体お問合せ先〉にご確認ください。

加入資格

●以下の加入資格の他、専用Webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》一般社団法人全国医師厚生会の会員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《配偶者》上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢18歳0カ月以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《こども》上記本人の扶養するこども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

＜ご加入および継続加入にあたってのご注意＞

- ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり年齢80歳6カ月まで、同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。(こどもは年齢22歳6カ月まで)
すでに加入されている方は文書によるお申し出がなければ、原則自動的に更新継続されます。ただし、更新継続する場合は年齢80歳6カ月までとします。(こどもは年齢22歳6カ月まで)
年齢制限による保険金額の減額につきましては自動的に減額されるものとします。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- こどもの保障額は、一律300万円です。
- 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- 本人が一般社団法人全国医師厚生会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険期間

●保険期間は効力発生日～令和8年4月30日までです。

以降は毎年5月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。(減額・脱退につきましては、原則年1回(更新時)のみのお取扱いとなります。)